

沼津まちづくり計画書



未来に伝えよう 笑顔いっぱい まちづくり

令和3年2月11日 沼津まちづくり協議会



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

目次

1.	計画書目的	1 p
2.	沼津地区の状況	2 p
	① 地域の概要	2 p
	② 沼津地区の人口・世帯数の推移	2 p
	③ 沼津地区の行事・活動	3 p
	④ 住民アンケート	4～7 p
	沼津まちづくり協議会 協議スケジュール	8～9 p
	SDGs 概要	10 p
3.	沼津まちづくり協議会の活動方針の検討について	11～12 p
4.	沼津まちづくり協議会組織図	13 p
5.	おわりに	14 p

《はじめに》

沼津まちづくり協議会は、地域の課題を地域みんなの力で解決し、安全・安心でさらに住みやすい地域づくりを目指す組織です。

私たちの暮らす沼津地区の課題等を時代や環境の変化に応じ、対策を講じることが必要となります。

安全・安心で住みよいまちづくりを実現するため、地域皆様方のご支援、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

1. 計画の目的

- 私たちの暮らしている地域をより安全で住みよい、魅力あふれる地域にしたい
- 地域住民が自ら考え、自ら行動し、自分たちの地域は自分たちで守り作る
- 沼津地区のさらなる発展と沼津地区住民一人一人が誇りをもって安心して幸せに暮らすことができる市民主体のまちづくりの実現

2. 沼津地区の状況

① 地域の概要

沼津地区は彦根市西部に位置し、彦根を象徴する観光名所「猿岩」がある自然あふれる地域です。また「猿岩」のすぐ近くの小高い丘にある「黒崎砲台跡」は、第二次世界大戦において東洋一の射程距離と破壊力を兼ね備えたものとして名をはせていました。

平成 23 年の中学校の統廃合によって沼津中学校は廃校となり 64 年の歴史に幕を閉じました。沼津小学校の児童数は年々減少傾向にあります。平成 26 年に過去最少児童数となる 20 人でした。現在の児童数は 41 人です。

沼津地区全体でも、世帯数、人口ともに、減少しており、地域行事は廃止、縮小されています。



② 沼津地区の人口・世帯数の推移（各年度末時点）

	H.27.3	H.28.3	H.29.3	H.30.3	H.31.3
世帯数	414	411	409	403	403
男	456	447	431	413	411
女	522	512	510	496	493
合計	978	959	941	909	904

③ 沼津地区の主な行事・活動

年間行事	沼津地区	壱岐市
月	内容	
4	入学式 入園式	
5		郷ノ浦町 八日市
6	沼津地区球技大会	
7		
8	地区民センター美化運動	郷ノ浦町花火大会
9	旧沼津中学校グラウンド清掃 保・小・地区民運動会	婦人会バレーボール大会 壱岐市敬老会
10	地区民センター美化運動	いきいき老人スポーツ大会 郷ノ浦町体育大会 壱岐ウルトラマラソン
11	沼津小学校・保育所 学習発表会	農協祭り
12	地区民センター美化運動 沼津小学校餅つき大会	壱岐市公民館大会 郷ノ浦町駅伝大会
1	自治公民館長会	壱岐の島新春マラソン大会 壱岐一周駅伝 壱岐市成人式
2		壱岐一周駅伝 壱岐いき綱引き大会
3	奉賛会理事会:慰霊祭 卒業式 卒園式	

④ 住民アンケート結果（2019年12月実施）

まちづくり計画書策定のために、アンケートを実施しましたところ、沼津地区の魅力や課題等がたくさん見えてきました。

以下、集計値となります。



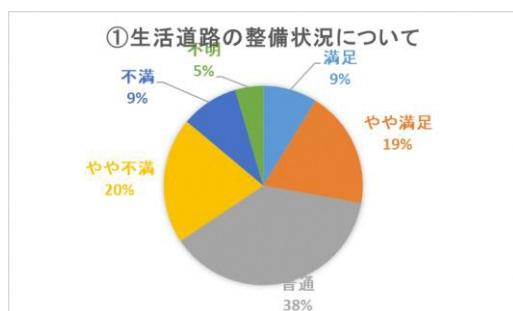
●アンケート回収数

配布数：806

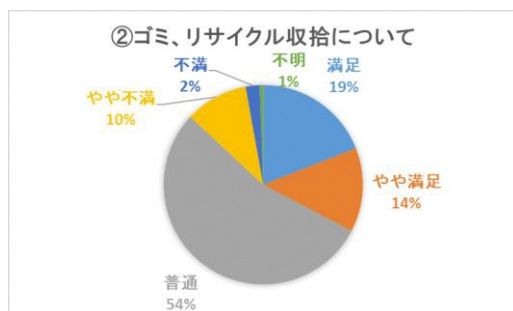
回収数：352

回収率：44%

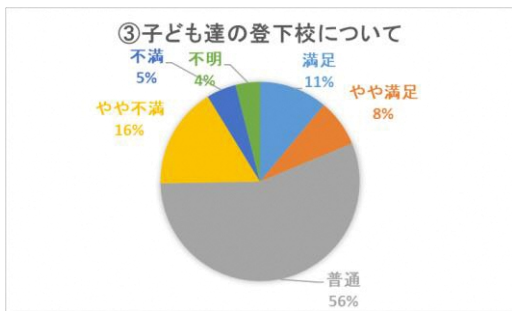
問1 あなたが感じている沼津地区の現状について教えてください



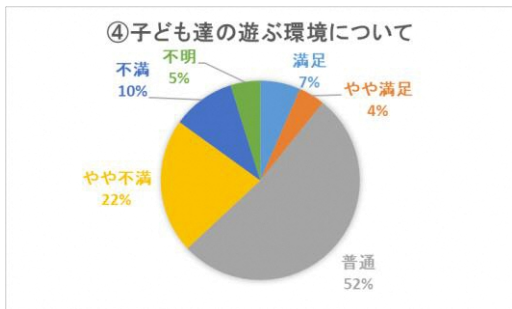
- ・街灯がない。
- ・通学路に未整備道路有る。
- ・側溝付道路整備が必要。
- ・道つくり以外の道路の草が伸び放題。



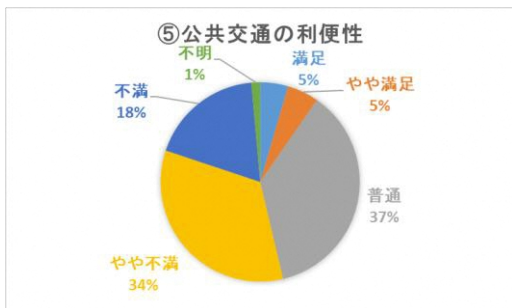
- ・時間を守って欲しい。
- ・分別は割と出来ている。
- ・ゴミステーションが遠い。
- ・いつでも出せるようにして欲しい。



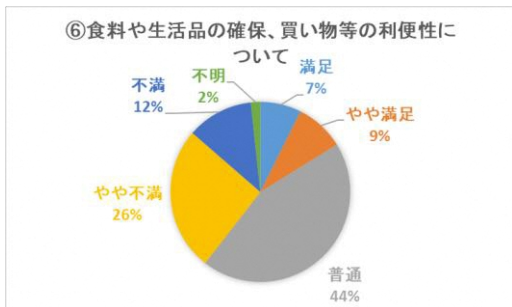
- ・学校付近については歩道確保ができていますが、学校から離れるにつれて道幅が狭く車との距離が近い。
- ・集団登校を常にしたほうが良い。



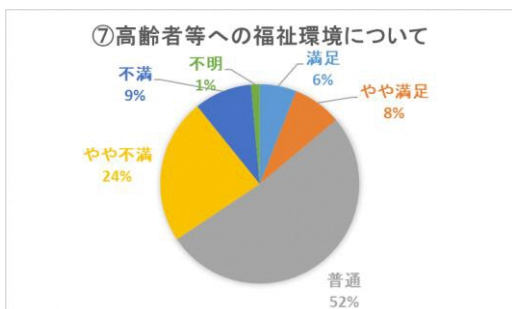
- ・子どもの好きな事を選ぶことが難しい。
- ・休日・祝日などいろんなイベントもなく、遊ぶ場所も少ない。
- ・子ども達には住みやすい地区かなと思っているが、公園や遊具のあるところがあったらいい。



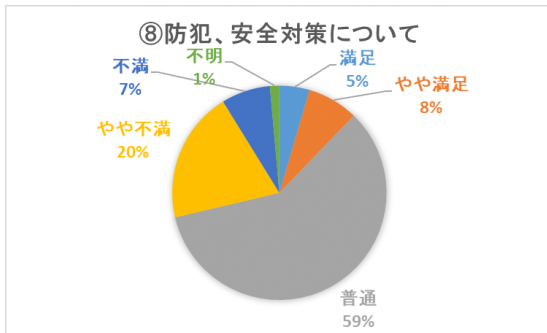
- ・バス停が遠い。
- ・バス停がない。
- ・便数が少ない。
- ・コミュニティバスがあればいい。



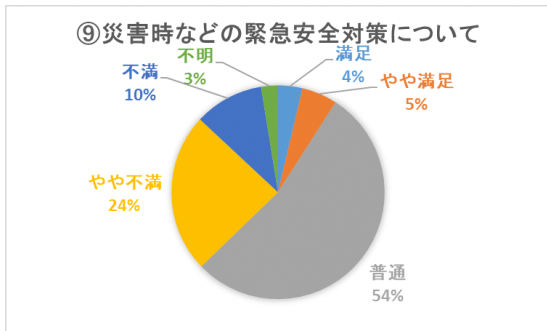
- ・大型スーパーが近くではないので不便。
- ・小売店は高い
- ・車がないので不便です。
- ・地域商店を市は大事にして欲しい。
- ・別の地域みたいにイオンへのバスを出してほしい。



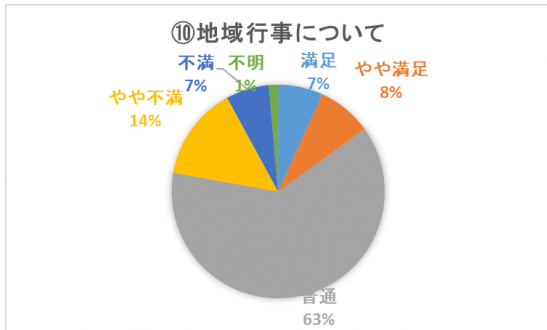
- ・よく声をかけてくれる。
- ・介護費用が高すぎる。
- ・身体元気で徘徊の多い高齢者を持つ家族のサポート。要介護の審査基準。



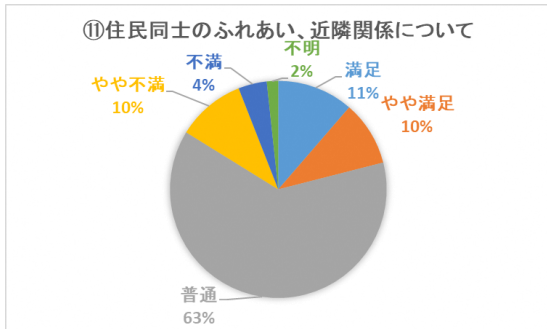
- ・街灯が少ないので夜道が暗い。
- ・通学路は人通りが少ない場所で心配。
- ・野犬が多い。
- ・防犯カメラ設置。
- ・車の運転マナー、ながら運転が悪い。



- ・ハザードマップ製作。
- ・訓練が必要だと思う。
- ・避難場所が小学校と地区民センターだけは心配。
- ・避難場所の設備や駐車場が物足りないように思う。

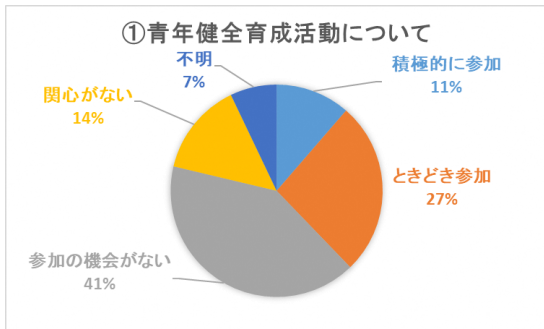


- ・行事などで参加しないと悪く思われがち。
- ・役員の負担が多すぎる。
- ・地域の活動に協力的な人が少ない。
- ・昔の様な地区の行事が減少している。

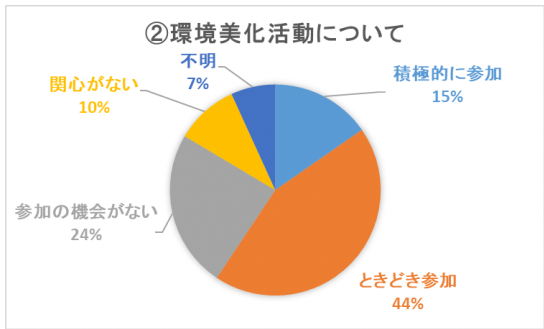


- ・特にトラブルなく良好である。
- ・良い関係だが最近会う機会は減っている。
- ・ふれあいが少ない。

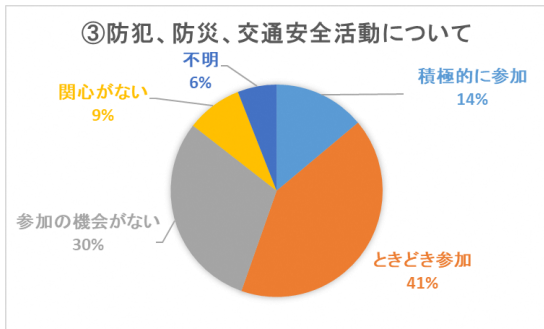
問2 今後どのように地域活動に関わっていきたいですか。



- ・育成会の活動の周知がわかりにくい。
- ・参加の機会がないが、参加出来れば積極的に参加したい。



- ・除草作業等参加しているが1日終日作業しても終わらず、負担が大きい。
- ・余裕がない（時間的・体力的）
- ・参加者が年々減っている。



- ・積極的に訓練等を行うべき。
- ・交通安全は毎回参加している。



沼津地区まちづくり協議会 協議スケジュール

日時	会議名	メンバー	内容・決定事項等
2019.4.3	公民館長会	公民館長等 15名	まちづくり協議会設立について
2019.5.29	第1回住民説明会	公民館長等 12名	まちづくり協議会設立について
2019.6.26	第2回住民説明会	公民館長等 30名	まちづくり協議会設立について
2019.9.30	第1回幹事会準備委員会	準備委員会 25名 うち幹事会 8名	まちづくり協議会設立について
2019.10.8	第2回幹事会	幹事会	アンケート作成
2019.10.23	第3回幹事会	幹事会	アンケート実施方法協議
2019.11.6	第2回準備委員会	準備委員会 41名	アンケート実施について報告
2019.11.11	第4回幹事会	幹事会	アンケート内容修正～実施
2019.12.17	第5回幹事会	幹事会 7名	アンケート集計準備
2019.12.26	第6回幹事会	幹事会 15名	アンケート集計
2020.1.8	第7回幹事会	幹事会 8名	アンケート結果協議
2020.1.15	第8回幹事会	幹事会 9名	準備委員会でのアンケート結果報告
2020.1.20	第3回準備委員会	準備委員会 30名	アンケート結果報告
2020.2.3	第9回幹事会	幹事会 8名	計画書について ※会長選定について協議。何名かの候補を選出。
2020.2.5	第10回幹事会	幹事会 7名	計画書について
2020.2.10	第11回幹事会	幹事会 9名	住民説明会リハーサル
2020.2.11	住民説明会 黒崎	幹事会委員12名	アンケート報告、今後について
2020.2.12	住民説明会 小牧	幹事会委員13名	アンケート報告、今後について
2020.2.13	住民説明会 有安	幹事会委員14名	アンケート報告、今後について
2020.2.14	住民説明会 長峰	幹事会委員15名	アンケート報告、今後について
2020.2.19	第12回幹事会	幹事会 8名	住民説明会での意見まとめ
2020.2.29	第13回幹事会	幹事会 7名	計画書について
2020.3.5	第14回幹事会	幹事会 6名	計画書について
2020.3.7	第4回準備委員会	準備委員会 31名	計画書、協議会設立について
2020.5.26	第15回幹事会	幹事会 8名	スローガン、計画書について
2020.6.3	第16回幹事会	幹事会 7名	計画書について

2020.6.8	第17回幹事会	幹事会 6名	計画書について
2020.6.15	第18回幹事会	幹事会 5名	準備委員会の案内文書について
2020.6.22	第19回幹事会	幹事会 6名	準備委員会について
2020.6.28	第20回幹事会	幹事会 7名	準備委員会リハーサル
2020.6.29	第5回準備委員会	準備委員会 18名	住民説明会日程、計画書について
2020.7.3	第21回幹事会	幹事会 7名	役員について ※会長選定について再協議。他の候補について協議。
2020.7.6	第22回幹事会	幹事会 7名	役員選考会について
2020.7.13	第23回幹事会	幹事会 8名	役員選考会、住民説明会について
2020.7.16	役員選考会	準備委員会 13名	会長について
2020.7.19	第24回幹事会	幹事会 7名	住民説明会リハーサル
2020.7.20	住民説明会 黒崎	地域住民 24名	協議会設立に向けて
2020.7.21	住民説明会 小牧	地域住民 12名	協議会設立に向けて
2020.7.22	住民説明会 有安	地域住民 7名	中止
2020.7.23	住民説明会 長峰	地域住民 6名	中止
2020.7.29	第25回幹事会	幹事会 7名	現状報告、今後について
2020.10.2	第26回幹事会	幹事会 8名	会長について
2020.1.16	幹事会で出た候補に依頼し、会長選出。		
2020.1.21	第6回準備委員会 文書		協議会設立に向けて
2020.1.28	地域住民 各戸配布		協議会設立に向けて

※今後について

2月11日に設立後、2月以降コロナ禍の状況を考慮し、住民説明会を行う予定。現段階は未定。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



この計画書に掲載している上記のロゴは、SDGs（えすでいーじーず）と呼ばれる国連で採択された、持続可能な社会を実現するための2030年までの17個の全世界での共通目標です。
壱岐市では、2018年にこのSDGsの自治体モデル事業都市として政府から選定され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、住み続けられるまちづくりを進めていくための取組として、まちづくり協議会の設立を推進しているところです。

※SDGs（Sustainable Development Goalsの略）：持続可能な開発目標

3. 沼津まちづくり協議会の活動方針

『地域保全型活動』 →安全安心部会の活動

沼津地区がより安全安心で住みよい地域を目指す活動

【高齢者の見守り活動】

民生児童委員や自治公民館と協力し連携を図ります。高齢者のみの家族や一人暮らしの方の情報を把握し、困りごとなど相談できる体制をつくります。

【防災および交通安全活動】

消防団や交通安全部と協力して安全安心のまちづくりのため高齢者や子どもたちに向けた交通安全対策や防災訓練の実施に向けて取り組みます。

【移動支援の活動】

通院や買い物における移動の利便性の向上を検討します。

【有害鳥獣被害防止の活動】

行政と連携を取り情報収集及び周知などについて検討します。



『地域活性化型活動』 → 地域おこし部会の活動

住民同士の交流機会を創出し、生きがいをもって暮らせる環境を作る活動

【市民力事業の継承と発展】

毎年行っている沼津小学校餅つき大会を継続するために、沼津まちづくり協議会が継承して来年度以降も行います。

午後からはグラウンドゴルフなどイベント等を行い、世代間の交流を図ります。

【猿岩の魅力アップ事業】

猿岩や周辺の魅力を再発見し、より活気付くような事業の検討を図ります。

【三世帯交流事業の創出】

地域住民の幅広い年齢層が顔を合わせてイベントを楽しむことで、つながりの強化を図ります。

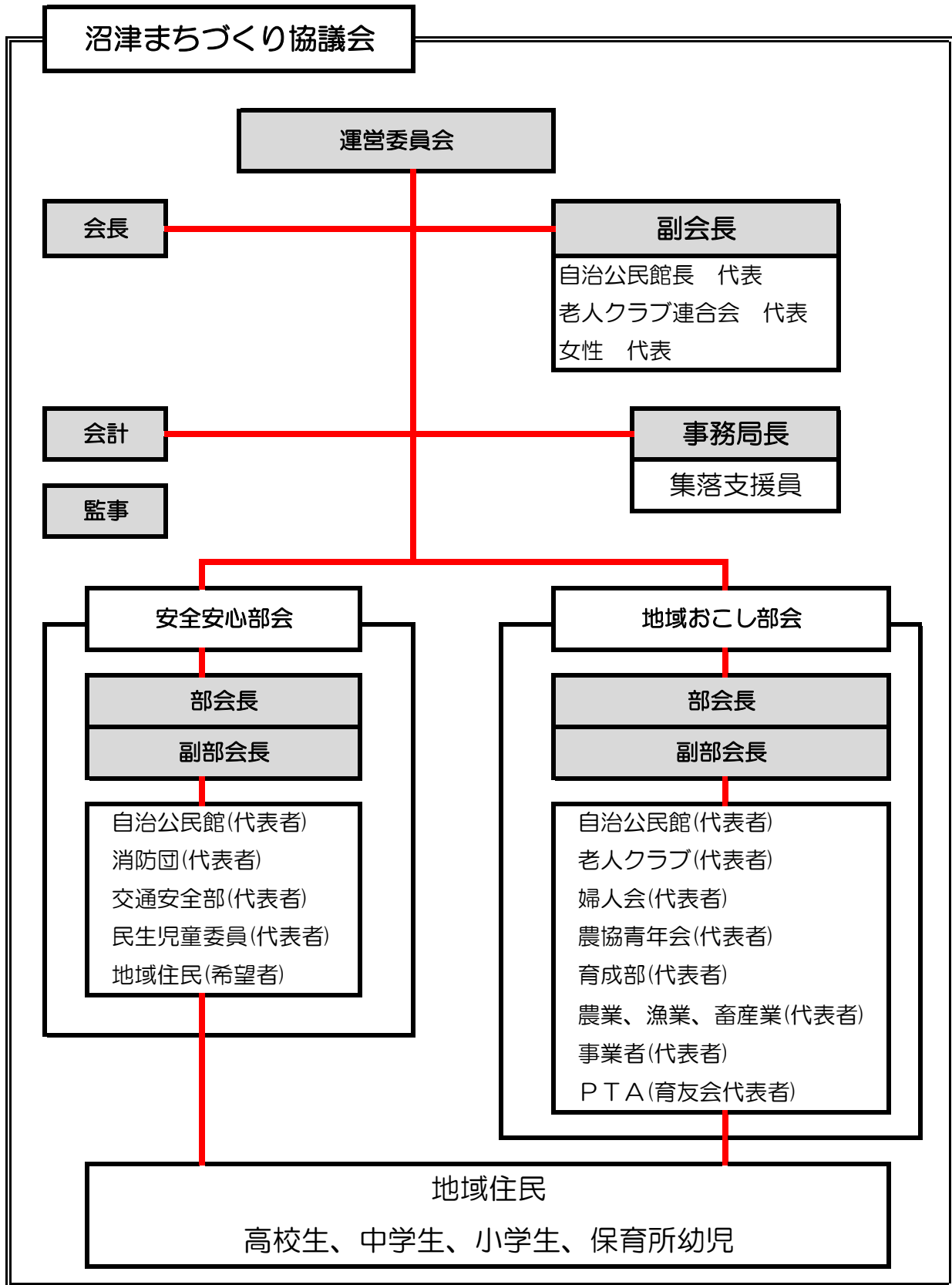
【旧沼津中学校グラウンドの継続的な整備】

誰もが利用できる運動場、広場としての環境を継続して整えます。

『その他の事業検討案』

ゴミのポイ捨て対策、防犯・防災の講習会開催、文化財の保護活動、スマホ・パソコン教室の開催など





沼津まちづくり協議会は、沼津地区の住民をはじめ、沼津地区で活動されている各種団体・組織の協力により成り立つ組織です。沼津地区における課題・問題等を住民自らが考え沼津地区の将来あるべき姿の実現を目指すため、2つの専門部会を設置し、住民皆さんの意見が反映される体制を図りながら、住民主体のまちづくりを目指します。

沼津まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、「沼津まちづくり協議会（以下「協議会」という。）」と称する。
事務局は、吉崎市郷ノ浦町長峰本村触836番地（沼津地区公民館）置く。

(目的)

第2条 協議会は、沼津地区住民の連帯感と住み続けたいまちを実現するため、市と協議会との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり計画書の策定、及び事業の実施
- (2) 地域課題の把握や情報の発信
- (3) 地域課題解決に向けての協議、及び事業の実施
- (4) その他、まちづくりに関する活動

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 沼津地区内に居住している人
- (2) 沼津地区内で働く人や学ぶ人
- (3) 沼津地区内の事業者
- (4) 沼津地区内のコミュニティ組織
- (5) 沼津地区内の各種団体等

(守秘義務)

第5条 協議会の構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 組織

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 部会長 | 2名 |
| (6) 副部会長 | 2名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 役員(部会長及び副部会長を除く)は、運営委員会において選任する。

- 2 部会長及び副部会長は、部会において選任する。
- 3 事務局長は吉岐市の採用する集落支援員を充てる。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (4) 会計は、協議会の出納に関する業務を処理する。
- (5) 部会長は部会の活動を総括し事業の調整にあたり、副部会長は部会長を補佐する。
- (6) 監事は、協議会の出納事務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残留期間とする。

(役員手当)

第10条 協議会は、次のとおり役員手当を支給する。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 会長 | 60,000円/年 |
| (2) 副会長 | 24,000円/年 |
| (3) 会計 | 24,000円/年 |
| (4) 部会長 | 24,000円/年 |
| (5) 副部会長 | 12,000円/年 |

(会議)

第11条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 第6条に規定する役員
- (2) 各部会に所属する各種団体等の代表者
- (3) 地域住民からの希望者

2 運営委員会は、毎年1回定期に開催し、会長が招集する。

3 会長は、必要があると認めるとき、又は第1項の構成者の半数以上の者から要求があったときは、臨時に運営委員会を開催することができる。

4 運営委員会の議長は、出席者の中から選出する。

5 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約等の制定、改正及び廃止に関すること。
- (2) 協議会役員の承認に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、協議会が第2条に規定する目的を達成するための基本的事項に関すること。

6 運営委員会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

7 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は、第6条に規定する役員（監事を除く）をもって構成し、協議会の運営について協議する。

2 役員会は、会長が招集し、議長を務める。

3 会長は、必要があると認めるときは、役員会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 協議会の事業計画及び実施のために部会として次のものを置き、各所管に関わる事項を協議及び実践する。

- (1) 安全安心部会
- (2) 地域おこし部会

2 部会は、各種団体等をもって構成する。

部 会	構成員（団体等）
安全安心部会	各自治公民館代表、消防団、自主防災組織、交通安全部、民生児童委員、地域住民
地域おこし部会	各自治公民館代表、老人クラブ、婦人会、各青年会、育成部、農業・漁業・畜産関係者、各事業者、PTA（育友会） ・小学校・保育所、（高校生・中学生・小学生）、地域住民

3 部会に属する部会構成員の互選により、部会長と副部会長を選任する。

4 部会長は、部会の検討経過及び結果について、役員会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代行する。

（会議の運営）

第15条 運営委員会及び役員会は、各会議構成員の2分の1以上の出席により成立する。
但し、部会は部会の判断に委ねる。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第3章 会計

（経費）

第16条 協議会の経費は、市からの交付金とその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日までとする。
（ただし、初年度は、設立から3月31日までとする。）

第4章 雑則

（その他）

第18条 この規約に定めるもののほか、その他まちづくりの為に必要な事項は、役員会に諮って、会長が定める。

第19条 ただし、設立時は自治公民館役員の改選時期がずれるため、令和3年4月に改選を行う。

（附則）

・この規約は、令和3年2月11日から施行する。